

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第24条第2項	介護給付費等の支給決定の変更	障がい福祉課

- 1 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第17条各号に掲げる事項及び「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。